

○厚生労働省告示第三百六十一号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第六十五条の規定に基づき、厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年九月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生年金基金令第六十五条の規定による特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例の額の算定方法

1 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第六十五条第一項の厚生労働大臣の定めるところにより計算した金額は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号。以下「法」という。）附則第三十三条第一項に規定する特定基金について、第一号から第四号までに掲げる額を合計した額から第五号から第九号までに掲げる額を合計した額を控除した額を厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第九十二号。以下「平成十一年告示」という。）第一項第一号に規定する額とみなして平成十一年告示の規定の例により計算した額とする。

一 当該特定基金が法第百十三条の設立の認可を受けた時（以下「設立日」という。）から当該特

定基金の解散した日の翌日の属する月の前月までの期間に係る各月の分の掛金のうち、次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 当該月が昭和四十一年十一月から昭和四十四年十月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額のうち当該月の総額に厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十八号。以下「昭和四十四年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額のうち当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ロ 当該月が昭和四十四年十一月から昭和四十八年十月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額のうち当該月の総額に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「昭和四十八年改正法」という。）第二十五条の規定による改正前の昭和四十四年改正法附則第十四条第二項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額

額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ハ 当該月が昭和四十八年十一月から昭和五十一年七月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額 of 当該月の総額に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十三号。以下「昭和五十一年改正法」という。）第一条の規定による改正前の法第八十一条第五項第一号（昭和五十一年改正法第七条の規定による改正前の昭和四十八年改正法附則第六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

二 当該月が昭和五十一年八月から昭和五十五年九月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第八十二号）第一条の規定による改正前の法第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第

二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ホ 当該月が昭和五十五年十月から昭和六十年九月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額 of 当該月の総額に国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第二条の規定による改正前の法律八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ヘ 当該月が昭和六十年十月から昭和六十一年三月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八十一条第五項第一号に規定する第一種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第一種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に同項第二号に規定する第二種被保険者の保険料率から同号に規定する特例第二種被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

ト 当該月が昭和六十一年四月から平成元年十二月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額のうち当該月の総額に国民年金法等の一部を改正する法律（平成元

年法律第八十六号。以下「平成元年改正法」という。）第二条の規定による改正前の法第八十条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に昭和六十年改正法附則第八十条の規定により読み替えて適用する平成元年改正法第二条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

チ 当該月が平成二年一月から平成二年十二月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子である加入員の標準報酬月額のうち当該月の総額に平成元年改正法附則第十条第一項の規定より読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法」という。）第二条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成元年改正法附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者

の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

リ 当該月が平成三年一月から平成五年十二月までの期間に属する場合 当該特定基金の男子で

ある加入員の標準報酬月額当該月の総額に平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額に当該特定基金の女子である加入員の標準報酬月額の当該月の総額に平成元年改正法附則第十条第二項の規定により読み替えて適用する平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額を合算した額

又 当該月が平成六年一月から平成六年十月までの期間に属する場合 当該特定基金の加入員の標準報酬月額当該月の総額に平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額

ル 当該月が平成六年十一月から平成八年三月までの期間に属する場合 当該特定基金の加入員の標準報酬月額当該月の総額に平成六年改正法附則第三十五条第五項の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の法第八十一条第五項に規定する保険料率から

同項に規定する厚生年金基金の加入員である被保険者の保険料率を控除した率を乗じて得た額
ヲ 当該月が平成八年四月から平成十一年九月までの期間に属する場合 当該特定基金の加入員

の標準報酬月額の前月の総額に平成十二年改正法第六条の規定による改正前の法第八十一条
の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額

二 当該特定基金の設立日（昭和六十一年三月三十一日以前の日に限る。）から昭和六十一年三月
三十一日までの間に旧法第六十一条第一項の規定により当該特定基金が年金給付の支給に關す
る義務を承継した者（以下この号において「再加入者」という。）について、それぞれ同条第二
項の規定により当該特定基金が交付を受けた年金給付の現価相当額に当該再加入者に係る旧法第
百三十二条第二項の規定の例により計算した額（旧法第三百三十七条第一項から第四項まで及び第
百六十五条の規定により国庫が負担することとなる額（第八号において「国庫負担相当額」とい
う。）を除く。）を当該特定基金が承継した支給に關する義務に係る年金給付の額（国庫負担相
当額を除く。）で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額に、当該現価相当額
の交付を受けた月の翌月から平成十一年九月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を
合算した額

三 昭和六十一年四月一日（当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあつ
ては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの間に法第六十一条第一項の規定により当該

特定基金が老齢年金給付の支給に関する義務を承継した者（以下この号において「再加入者」という。）について、それぞれ同条第二項の規定により当該特定基金が交付を受けた当該老齢年金

給付の現価相当額に当該再加入者に係る平成十二年改正法第四条の規定による改正前の法第三百十二条第二項（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の例により計算した額を当該特定基金が承継した支給に関する義務に係る老齢年金給付の額（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項まで（同法附則第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により厚生年金保険の管掌者である政府が負担すべきこととなる額（第九号において「政府負担金」という。）を除く。）で除して得た率を乗じて得た額に○・八七五を乗じて得た額に、当該現価相当額の交付を受けた月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

四 昭和六十一年四月一日（当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあっては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの間に、平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十四条第二項から第四項までの規定により政府が当該特定基金について負担した額（同条第五項に規定する控除する額を除く。）に、当該負担を行った月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

五 当該特定基金の設立日（昭和六十一年三月三十一日以前の日に限る。）から昭和六十一年三月三十一日までの期間に係る各月の分の年金給付を支給する基金の加入員又は加入員であった者のうち、旧法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給資格要件である期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の支給開始年齢に達している者について、それぞれ旧法第三百三十二条第二項に規定する額を十二で除して得た額に〇・七を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

六 昭和六十一年四月一日（当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあつては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの期間に係る各月の分の年金給付を支給する基金の加入員又は加入員であつた者のうち、旧法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の受給資格要件である期間を満たしている者であつて当該老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金の支給開始年齢に達している者について、それぞれ旧法第三百三十二条第二項に規定する額を十二で除して得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

七 昭和六十一年四月一日（当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあつては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの期間に係る各月の分の老齢年金給付を支給す

る基金の加入員若しくは加入員であった者であつて老齡厚生年金の支給開始年齢に達している者又は法附則第二十八条の三第一項に規定する特例老齡年金の受給資格要件である期間を満たして

いる者であつて当該特例老齡年金の支給開始年齢に達している者について、それぞれ平成十二年改正法第四条による改正前の法第三百三十二条第二項（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む）

）に規定する額を十二で除して得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該月の翌月から平成十一年九月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

八 当該特定基金の設立日（昭和六十一年三月三十一日以前の日に限る。）から昭和六十一年三月三十一日までの間に旧法第六十条第一項の規定により当該特定基金が年金給付の支給に関する義務を移転した者（以下この号において「中途脱退者」という。）について、それぞれ同条第三項の規定により当該特定基金が交付をした当該年金給付の現価に相当する額（以下この号において「現価相当額」という。）に当該中途脱退者に係る旧法第三百三十二条第二項に規定する額（国庫負担相当額を除く。）を当該特定基金が移転した支給に関する義務に係る年金給付の額（国庫負担相当額を除く。）で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該現価相当額の交付をした月の翌月から平成十一年九月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

九 昭和六十一年四月一日（当該特定基金の設立日が昭和六十一年四月一日以降である場合にあつては当該設立日）から平成十一年九月三十日までの間に法第六十条第一項の規定により当該特

定基金が老齢年金給付の支給に関する義務を移転した者（以下この号において「中途脱退者」という。）について、それぞれ同条第三項の規定により当該特定基金が交付をした当該老齢年金給付の現価に相当する額（以下この号において「現価相当額」という。）に当該中途脱退者に係る平成十二年改正法第四条の規定による改正前の法第三百三十二条第二項（平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する額（政府負担金を除く。）を当該特定基金が移転した支給に関する義務に係る老齢年金給付の額で除して得た率を乗じて得た額に〇・八七五を乗じて得た額を合計した額に、当該現価相当額の交付をした月の翌月から平成十一年九月までの期間に应ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

2 前項各号に規定する利子は、複利計算の方法により計算するものとする。

3 令第六十五条第二項に規定する利子は、第一項各号に規定する利子とし、その利率は、当該特定基金の設立日が属する年から平成十一年までの各年（当該特定基金の設立日が属する年にあつては、当該設立日以後の期間）について次の表に定める率とする。

昭和四十一年

年六・四五パーセント

昭和五十七年	昭和五十六年	昭和五十五年	昭和五十四年	昭和五十三年	昭和五十二年	昭和五十一年	昭和五十年	昭和四十九年	昭和四十八年	昭和四十七年	昭和四十六年	昭和四十五年	昭和四十四年
年七・〇六パーセント	年六・八八パーセント	年七・〇〇パーセント	年七・一三パーセント	年七・〇三パーセント	年六・九三パーセント	年六・六〇パーセント	年六・三八パーセント	年六・四七パーセント	年六・四七パーセント	年六・四六パーセント	年六・四五パーセント	年六・四六パーセント	年六・四七パーセント

昭和四十二年	昭和四十三年
年六・三七パーセント	年六・四一パーセント

昭和六十年	昭和六十一年	昭和六十二年	昭和六十三年	平成元年	平成二年	平成三年	平成四年	平成五年	平成六年	平成七年	平成八年	平成九年	平成十年
年七・二〇パーセント	年七・一七パーセント	年七・一六パーセント	年七・一一パーセント	年六・七七パーセント	年六・二九パーセント	年五・九四パーセント	年五・九〇パーセント	年五・九七パーセント	年五・八二パーセント	年五・五二パーセント	年五・三四パーセント	年五・二四パーセント	年四・九九パーセント

昭和五十八年	昭和五十九年
年七・二五パーセント	年七・二二パーセント

平成十一年（同年の十月前の期間）

年四・六六パーセント